

専決第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、令和 6 年度
国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 9 日

弥富市長 安 藤 正 明

令和 6 年度 弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度弥富市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,952,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		307,596	12,563	320,159
	1 他会計繰入金	261,223	12,563	273,786
歳入合計		3,939,840	12,563	3,952,403

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰上充用金		0	12,563	12,563
	1 繰上充用金	0	12,563	12,563
歳 出 合 計		3,939,840	12,563	3,952,403

歳入歳出補正予算事項別明細書

総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金	307, 596	12, 563	320, 159
歳 入 合 計	3, 939, 840	12, 563	3, 952, 403

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
10 繰上充用金	0	12,563	12,563
歳 出 合 計	3,939,840	12,563	3,952,403

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			12,563
			12,563

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	261, 223	12, 563	273, 786
計	261, 223	12, 563	273, 786

(款) 6 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5 その他一般会計繰入金	12,563	その他一般会計繰入金	12,563

歳出

(款) 10 繰上充用金

(項) 1 繰上充用金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 繰上充用金	0	12,563	12,563				12,563
計	0	12,563	12,563				12,563

(款) 10 繰上充用金 (項) 1 繰上充用金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
21 補償、補填及び賠償金	12,563	■繰上充用金	<u>12,563</u>
		21 補償、補填及び賠償金	12,563
		繰上充用金	12,563